

こうち労政情報

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画2019年
1月号

「高知県ワークライフバランス推進企業」新規認証企業のご紹介



県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組を支援しています。平成30年12月に認証した新規認証企業をご紹介します。

【認証番号】会社名等	取組内容
【237】 次世代育成支援部門 医療法人一条会渡川病院 四万十市具同2278-1	<ul style="list-style-type: none"> ◆時間単位で取得できる看護休暇制度があり、給与、賞与、定期昇給の算定にあたっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。 ◆共同運営している託児所(キッズハウスどんぐり)があり、従業員が利用することができる。
【238】 健康経営部門 株式会社津島工業 高知市大谷公園町20番23-13号	<ul style="list-style-type: none"> ◆社員のコミュニケーション向上のため、定期的に慰労食事を開催している。 ◆従業員が定期健診を受診奨励する就業規則の整備がなされている。
【239】 健康経営部門 高陽開発有限会社 高知市布師田1896-6	<ul style="list-style-type: none"> ◆対象者に対し、保健指導を行っている。 ◆従業員の食生活の改善のため、社内にポスター等を貼って情報を発信している。
【240】 次世代育成支援部門 社会福祉法人明成会 高岡郡四万十町仁井田字倉木462番地	<ul style="list-style-type: none"> ◆半日単位で取得できる休暇制度がある。 ◆妻の出産時に2日間の出産支援休暇(特別休暇)を取得できる。

お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 労政担当 電話：088-823-9763

労務改善 Q&A

<No.49>

Q. 休憩時間を取得しないとの申し入れについて

労働時間7時間・昼休憩45分のパートの事務職員から、「子供を迎えに行く都合から、今後昼は休憩を取らずに働くので、早く帰らせて欲しい」との申し入れがありました。会社としての問題も業務の支障も特にありません。双方の合意があることで、終業直前に昼休憩を取得したものと考えて、早く帰らせても問題ないでしょうか。

A. 双方の合意があったとしても労働基準法違反になります。

労働基準法では、使用者は労働者に対し労働時間が6時間を超える場合は、少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を、労働時間の途中に与えなければならないとされていますので、「休憩を取らないことの合意」があったとしても、ご相談にありますような取扱いはできません。

ご質問のケースでは、職員の方が、恒常的に早く帰ることを希望されていますので、1日の所定労働時間を6時間以内に変更したり、始業終業時刻を繰り上げることなどが考えられます。また、職員の中には、毎日ではないけれども早く帰りたい日や遅く出勤したい日がある方もおられると思います。そういった場合に、早出・遅出出勤やフレックスタイムなどの制度が導入されていれば、年休を使用しなくても、柔軟な対応ができるようになります。

個々の職員のライフスタイルに応じた様々な働き方が可能な職場環境を作ること、人材の確保や定着率向上にもつながりますので検討されてはいかがでしょうか。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F
☎088-821-4645

お気軽にご相談ください！



事業主の皆様へ

平成30年度「職場体験講習」受入事業所☆募集中！



高知市帯屋町のアーケード内にある「ジョブカフェこうち」では、39歳以下の求職者を対象に、5日間企業で仕事を体験する「職場体験講習」を実施しています。（平成29年度までは「しごと体験講習」として実施）

講習終了後、企業と求職者の合意があれば、雇用となる可能性がある制度です。正社員を募集したい事業所の皆様、まずは受入事業所登録をお願いします。

- ★講習期間は事業所と受講者の雇用契約はありません。
- ★体験前の企業見学の受け入れにもご協力をお願いします。

ジョブカフェこうち ☎ 088-802-2025 スタッフが説明に伺います！

・企業には指導料が支給されます。

1,000円/日・人

・受講者には1日の講習時間に応じて講習手当が支給されます。

4時間未満 **2,950円/日**

4時間以上～8時間以内

5,900円/日

高知県最低賃金改正

762円

使用者も 労働者も 必ずチェック最低賃金！

平成30年12月30日から高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金は時間額788円以上としなければなりません。

☆お問い合わせ先☆

高知労働局 労働基準部 賃金室

TEL088-885-6024

<https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/>

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心！

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも

ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

事業主の皆様へ

「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。

主な改正点

- ① 時間外労働の上限規制が導入されます！（施行：2019年4月1日～ ※中小企業は2020年4月1日～）
- ② 年次有給休暇の確実な取得が必要です！（施行：2019年4月1日～）
- ③ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます！（施行：2020年4月1日～ ※中小企業は2021年4月1日～）

■ 働き方改革関連法の詳細は、厚生労働省ホームページ「働き方改革の実現に向けて」をご覧ください。「働き方改革 厚生労働省」で検索してください。

■ 問い合わせ先 ■

高知労働局雇用環境・均等室（電話 088-885-6041）